

訴 状

令和2年8月12日

札幌高等裁判所民事部 御中

原 告 武田 真 ㊞

〒073-0131 北海道砂川市東1条南13丁目1番10号（送達場所）

原 告 武田 真

（電話・ファックス兼用）

××-××-××

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

被 告 北海道選挙管理委員会

代表者委員長 水城義幸

選挙無効等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

ちょう用印紙額 金13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙の当選の効力に関し、被告が令和2年7月17日付けでした裁決を取り消す。
- 2 平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙の当選人高田浩子の当選を無効とする。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

目次

1 当事者	6
2 本件選挙の実施	6
3 異議申出と本件裁決に至る経過	6
4 原決定における市委員会及び本件裁決における被告による調査等について	8
(1) 市委員会が実施した質問に対する本件当選人の回答	8
(2) 被告による参加人（本件当選人）への質問及びその回答	10
5 被告が証拠書類等から認定した事実	11
(1) 前住所地の住宅使用料	11
(2) 現住所地の建物賃貸借契約	11
(3) 深川市のアパートの建物賃貸借契約	11
(4) 現住所地の居宅における電気の使用量等	12
(5) 現住所地の居宅における灯油の使用量等	12
(6) 現住所地の居宅におけるガスの使用量等	12
(7) 現住所地の居宅における水道の使用量等	13
(8) 提出のあった領収書によるガソリンの使用量等	13
(9) 深川市のアパートにおける電気の使用量等	13
(10) 深川市のアパートにおける灯油の使用量等	14
(11) 深川市のアパートにおけるガスの使用量等	14
(12) 深川市のアパートにおける水道の使用量等	14
(13) 本件当選人のたどし認定こども園(所在地:深川市内)における出勤日数	14
(14) 西英寺報第31号の写真の写し等	15
(15) 本件当選人は、砂川市に移転して日本共産党の候補者活動を行うにあたり、	

平成30年10月30日付けで空白議会克服めざす候補者への資金援助の申請等	--15
(16) 現住所地の居宅に水を供給している中空知水道企業団が平成31年2月12日 に開催した中空知水道企業団水道料金審議会(第2回)の資料等	-----15
(17) 日本共産党砂川市委員会が作成した「いっせい地方選挙活動日誌」等	---15
(18) 日本共産党砂川市委員会が作成した「いっせい地方選挙活動日誌」等	----15
(19) 本件当選人が深川市教育委員会に提出した申請書(控え)の理由欄等	-----16
6 本件裁決の判断	-----16
(1) 電気・燃料・ガス・水道の使用状況について	-----16
ア 電気について	-----17
イ 燃料について	-----17
ウ ガスについて	-----18
エ 水道について	-----18
(2) 節制する生活習慣について	-----18
(3) 寝食について	-----19
(4) 前住所地の光熱水費について	-----19
(5) 勤務状況について	-----19
(6) 家族関係について	-----20
(7) まとめ	-----21
7 本件裁決が取り消されるべき理由	-----22
(1) 最高裁判例の考え方	-----22
(2) 本件裁決の判断に対する原告の反論	-----23
ア 本件裁決の8当委員会の判断(3)電気・燃料・ガス・水道の 使用状況について	-----23
イ 本件裁決の8当委員会の判断(3)ア 電気について	-----25
ウ 本件裁決の8当委員会の判断(3)イ 燃料について	-----25
エ 本件裁決の8当委員会の判断(3)ウ ガスについて	-----28
オ 本件裁決の8当委員会の判断(3)エ 水道について	-----28

カ	本件裁決の 8 当委員会の判断 (4) 節制する生活習慣について -----	30
キ	本件裁決の 8 当委員会の判断 (5) 寝食について -----	31
ク	本件裁決の 8 当委員会の判断 (6) 前住所の光熱水費について -----	32
ケ	本件裁決の 8 当委員会の判断 (7) 勤務状況について -----	33
	(ア) 本件当選人の勤務状況について -----	33
	(イ) 日本共産党砂川委員会における活動記録及び社会福祉法人多度志保育会 たどし認定こども園の出勤日数が減少したことが現住所地に生活の本拠を 移したとの被告の推測について -----	33
コ	本件裁決の 8 当委員会の判断 (8) 家族関係について -----	35
	(ア) 四女の世話は二女を中心に、本件当選人の弟夫婦が行ったとする主張に ついて -----	35
	(イ) 深川市教育委員会に提出した区域外就学申請書に本件当選人が関与して いないという主張について -----	36
サ	光熱水費以外の本件当選人の不自然な生活実態等について -----	38
	(ア) 光熱水費以外の現住所地が客観的に生活の本拠たる実体を具備している か否かの調査 -----	38
	(イ) 本件当選人の砂川市への転入日と実際の入居日の齟齬及び二女・四女の 不自然な住民票の移転等について -----	38
	(ウ) 自家用車の所有について -----	40
	(エ) その他現住所地に生活の本拠たる実体がないことを推認させる 事実 -----	40
	a 洗濯について -----	40
	b 本件当選人の生活歴について -----	41
	c 深川市のアパートの水道について -----	41
シ	本件裁決が慎重な審査により行われなかった事実 -----	41
(3)	最高裁判例に示されてきた住所の解釈 -----	43
8	結論 -----	47